

IPM指導者認証制度事業 実施要綱

令和2年7月13日
(一社)全国農業改良普及支援協会

第1. 目的

農業の持続的発展を図るとともに、環境保全や食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりに応えるためには、農業生産における病害虫の防除において、総合的病害虫管理（IPM）に取り組むことが重要である。IPMを指導する技術者に求められるものは、現行の防除体系の問題点を把握し、各種防除技術の中から、防除面で適切でありコスト面で普及性のある資機材による防除体系を提案できる能力である。この能力を有する者を「IPMアドバイザー」として資格認定することにより、IPM指導者の養成および拡充を図り、IPMの推進に寄与することを目的とする。

第2. 役割

IPMアドバイザーの役割は次のとおりとする。

- ア 農業者に対する IPM 技術情報の提供
- イ 農業者に対する IPM 体系の提案・指導
- ウ 農業者に対する病害虫防除に関する助言

第3. 技術委員会の設置

(一社)全国農業改良普及支援協会は、本制度における講習内容や試験内容の検討等を行うため、学識経験者からなる「技術委員会」を別に定める要領により設置する。

第4. 認定

IPMアドバイザー認定の要件は、日本国内に住所を有する満20歳以上の者で、第5による講習を受講し、第6による試験に合格した者とする。

- 2 合格者には登録番号および登録証（認定カード）を発行する。

第5. 講習

(一社)全国農業改良普及支援協会は、IPMアドバイザーの認定を受けようとする者に対し、別に定める要領により講習を実施する。

- 2 講習の講師は、技術委員会が認めた公認講師が務めるものとする。

第6．試験

(一社) 全国農業改良普及支援協会は、第5の講習を修了した者に対し IPM アドバイザー認定試験を実施する。

第7．認定期間および更新

IPM アドバイザーの認定期間は、認定を受けた次年度の4月1日から3年間とする。

2 (一社) 全国農業改良普及支援協会は、認定期間中の者が、更なる認定を希望する場合は、別に定める手続きにより、認定期間を更新することができる。

第8．認定の取り消し

(一社) 全国農業改良普及支援協会は IPM アドバイザーとしてふさわしくない行為があったと認めた場合に、認定を取り消すことができる。

2 認定期間中に更新手続きを行わなかった場合、IPM アドバイザーの認定は取り消される。

第9．支援

(一社) 全国農業改良普及支援協会は、IPM アドバイザーに対し、その活動を支援するため、IPM に関する情報等の提供、助言、その他の支援を行う。

2 (一社) 全国農業改良普及支援協会は、IPM アドバイザーに対し、その資格称号および認定ロゴの使用を、別に定めるガイドラインにより許可する。

3 (一社) 全国農業改良普及支援協会は、IPM アドバイザーの認定有効性の確認のため、Web サイトでの登録状況確認手段を用意する。

第10．その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、令和2年7月13日から施行する。